

## エコチル調査企画評価委員会開催要綱

〔平成 29 年 5 月 29 日  
環境保健部長決定〕

## 1 開催目的

環境省では、環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにするため、平成 22 年度より、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下、「エコチル調査」という。）を実施している。

調査の企画および実施内容の評価を行うため、「エコチル調査企画評価委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

## 2 検討内容

委員会は、以下の事項を任務とする。

- (1) エコチル調査の実施に係る基本的な事項に関する検討
- (2) エコチル調査の進捗状況、実施内容、成果の評価
- (3) その他、環境保健部長の要請に基づくエコチル調査に関連する事項の検討

## 3 組織

- (1) エコチル調査の実施に直接参加しない、環境科学、医学等の専門家の中から環境保健部長が委嘱する委員 30 人以内をもって構成する。
- (2) 委員会に座長を置き、座長は委員の互選により定め、委員会の議事運営に当たる。
- (3) 座長が出席できない場合は、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 委員会において特別な事項を検討する場合には、必要に応じて学識経験者等を説明員又は講師として出席させることができる。
- (5) 検討を効率的に行うため、必要に応じて委員会の下にワーキンググループを設置し、所要の検討を実施する。
- (6) 委員会を円滑に運営するため、委員会の事務は環境保健部環境リスク評価室において処理する。当該事務を担当する事務局担当者を置くこととし、別途環境保健部長が指名するものとする。

## 4 開催予定

本委員会は、年 2～4 回程度の開催を見込む。

## 5 その他

本委員会は原則として公開とするが、個人情報保護、知的所有権の保護等の観点から座長が必要と判断する際には非公開とすることができる。